

関係各位

早稲田大学

**被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対する入学検定料免除、入学金・学費等減免について（お知らせ）**

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

早稲田大学では、本学の「災害等の被災学生および生徒等の学費等減免に関する細則」に則り、入学を希望している被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対して、その機会をできる限り保証するため、被災の状況により、入学検定料・入学金の免除、学費等の減免制度を用意しております。

つきましては、下記1に該当する方で、今回の制度の適用を希望する方は、下記の要領で手続をおとりくださいますようお願いいたします。

記

1. 対象者

早稲田大学入学試験の志願者のうち、**学費負担者（主たる家計支持者）が、当該試験における入学年月日から遡って1年以内に災害救助法が適用された市町村**（下記「災害救助法適用地域」参照）で被災された方で、早稲田大学への入学の意思があり、かつ入学検定料、入学金、学費等の減免を希望する方。（出願後に被災された方を含む）

※入試種別は問いません。但し科目等履修生等の志願者は除きます。

【2011年10月4日現在の災害救助法適用地域】（※東日本大震災を除く）

- 7月28日から大雨による被害地域（法適用日 2011年7月29日）  
新潟県：新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、長岡市、見附市、上越市、阿賀野市  
福島県：喜多方市、南会津郡只見町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡南会津町、耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町
- 台風12号による被害地域  
鳥取県：東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町（法適用日 2011年9月3日）  
三重県：熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町（法適用日 2011年9月2日）  
奈良県：五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村、吉野郡東吉野村  
和歌山県：田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町  
岡山県：玉野市
- 台風15号による被害地域（法適用日 2011年9月21日）  
青森県：三戸郡南部町  
福島県：郡山市
- 鹿児島奄美地方における豪雨による被害地域（法適用日 2011年9月25日）  
鹿児島県：大島郡龍郷町

## 2. 被災の程度による学費等の減免基準

本制度の適用は「家宅等の被災状況」と「被災による収入の変化の状況」により決まります。

収入状況 家宅等 被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除
半壊	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 半期分の学費等免除
一部損壊	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 半期分の学費等免除	適用なし
被害なし	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 半期分の学費等免除	適用なし

※水害による床上浸水は「一部損壊」と見なします。

## 3. 申請方法

以下の必要書類を揃えて、下記送付先まで郵送してください。

### 【必要書類】

- ①「災害等による入学検定料、入学金、学費等減免申請書」（所定様式）  
※所定の用紙を用い、必要事項を漏れなく記入してください。（記入例を参照してください。）  
家宅等被災状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。
- ②市区町村発行の「罹災証明書」  
※罹災状況の区分（全壊、半壊、一部損壊）が明記された市区町村発行の証明書を提出してください。
- ③学費負担者（主たる家計支持者）の収入の状況が分かる資料  
※被災の前後の収入状況が分かる書類（給与明細等）を提出してください。
- ④志願者および学費負担者（主たる家計支持者）の「住民票」の写し  
（世帯全員が記載されたもの。本籍の記載は不要。）
- ⑤「戸籍抄本」  
※学費負担者（主たる家計支持者）が被災により死亡した場合、その旨を「災害等による入学検定料、入学金、学費等減免申請書」の被災申告欄に記入し、戸籍抄本を提出してください。
- ⑥「診断書」  
※学費負担者（主たる家計支持者）が被災により重傷を負った場合のみ必要です。医師が作成したもので、傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたものを提出してください。

### 【申請書送付先】

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1 早稲田大学入学センター 入学検定料等減免係

## 4. 申請期限および審査結果通知

申請書送付期限：**当該試験における入学年月日の2週間前まで**（消印有効）

減免制度の適用は、審査により決定いたしますので、被災の程度によっては減免を受けられないことがあります。この場合は、後日、改めて入学検定料等の納入をお願いいたします。

また、**申請期限以降でも可能な限り申請を受け付けますので、「3. 申請方法」にしたがって提出書類を送付してください。**書類受領後、審査のうえ、結果を文書にてお知らせいたします。

※お支払済みの入学検定料の取扱いについて

本学の審査により入学検定料、入学金、学費等減免が決定した場合には、お支払済みの入学検定料は返金させていただきます。

※申請にあたってご不明な点がございましたら、入学センターまでお問合せください。

以 上

お問い合わせ先 早稲田大学入学センター  
電 話：03-3203-4331  
e-mail:nyusi@list.waseda.jp